

別記様式第2（借地権以外の権利の申告書）

借地権以外の権利の申告書

年 月 日

権 利 者	ふり <sup>が</sup> 住 <sup>な</sup> 所	〒		
	ふり <sup>が</sup> 氏 <sup>な</sup> 名		電 話	
土 地 所 有 者	ふり <sup>が</sup> 住 <sup>な</sup> 所	〒		
	ふり <sup>が</sup> 氏 <sup>な</sup> 名		電 話	

秋多都市計画事業武蔵引田駅北口土地区画整理事業

施行者 あきる野市

代表者 あきる野市長 殿

次表の土地の（全部・一部） 平方メートルについて、下記の内容の 権  
を有することを申告します。

年 月 日 登 記 簿 登 記 事 項						記 事
字 名	地 番	地 目	地積 (㎡)	摘 要	所有者の住所及び氏名	

記

地 番	地積 (㎡)	契約年月日	摘 要

備 考

- 1 申告に係る権利の目的である権利が土地所有権以外の権利である場合は、「土地所有者」を「申告に係る権利の目的である権利所有者」と書き換えて使用してください。
- 2 土地所有者が連署せず、権利を証する書面を添えて申告する場合は、「土地所有者」欄は記載しないでください。
- 3 権利者又は土地所有者が法人である場合は、「住所」「氏名」欄には法人の主たる事務所の所在地及び名称を記載してください。
- 4 土地が法第100条の2の規定により施行者が管理する宅地又はその部分である場合にあっては、登記簿登記事項の表中「記事」欄にその旨を記載し、同表中「記事」欄以外の欄は記載しないでください。

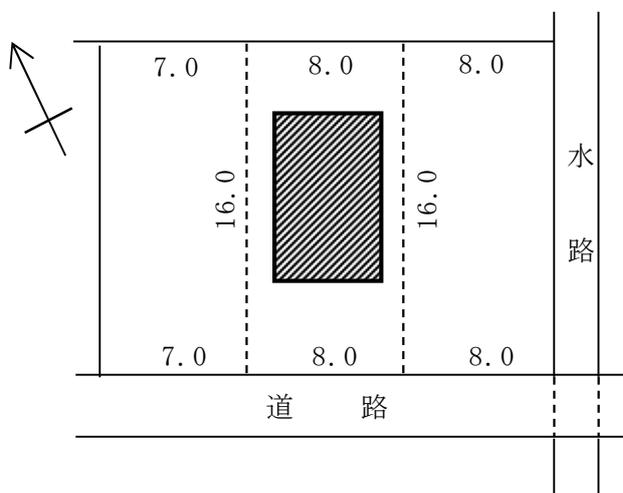
(裏)

## 権利部分の図面

(権利部分の図面についての注意)

- 1 権利が1筆の土地の全部のときは、図面は必要ありません。
- 2 権利が1筆の土地の一部であるときは、その借地権の目的となっている部分の位置を明らかにするために、図面に次の事項を記載してください。
  - (1) 権利の目的となっている土地の1筆全部と、これに接する道路、水路等
  - (2) 権利の目的となっている部分の周囲の辺長と筆界からの距離
  - (3) 権利の目的となっている部分に建物、工作物等があるときは、その位置及び形状
  - (4) 方位

(記載例)



- 3 権利が2筆以上の土地にまたがるときは、各筆ごとに権利の目的となっている部分の周囲の辺長と筆界からの距離を記載してください。